

生駒市と株式会社モンベルとの包括連携協定書

生駒市（以下、「甲」という。）と株式会社モンベル（以下、「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、包括的な連携のもと相互に協力し、アウトドア活動等の促進により、地域活性化及び市民生活の質の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること
- （2）子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること
- （3）自然体験の促進による健康増進に関すること
- （4）防災意識と災害対応力の向上に関すること
- （5）地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること
- （6）農林水産業の活性化に関すること
- （7）高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関すること
- （8）その他前条の目的の達成に関すること

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

3 乙は、本条に定める事項を効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年11月21日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
株式会社モンベル代表取締役会長

モンベルとの包括連携協力に関する協定の具体的連携施策

- (1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること
 - ・ 野外体験やハイキングイベントの実施による環境保全意識の醸成
- (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること
 - ・ 生駒の自然を利用した野外体験と交流の機会の提供
 - ・ 災害時の対応に役立つアウトドア体験の提供
- (3) 自然体験の促進による健康増進に関すること
 - ・ アウトドア体験を通じた健康寿命の増進
- (4) 防災意識と災害対応力の向上に関すること
 - ・ テントや寝袋、クッキングストーブなど災害時への備えについての親子体験
- (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること
 - ・ モンベルフレンドタウンやフレンドエリア（豊かな自然環境の中でアウトドアアクティビティを楽しめるモンベルおすすめのフィールド）認定を目指し、生駒山を集客拠点と位置づけ、ハイキングコースや生駒山上遊園地・宝山寺参道など広域エリアの魅力を発信
 - ・ ふるさと納税の返礼品にモンベル商品を加えることにより、生駒の自然によりふれていただく機会を創出
- (6) 農林水産業の活性化に関すること
 - ・ 農業祭での農業ウェアファッションショーをはじめとした農業振興
 - ・ 農作業体験をつうじて自然とのふれあいの促進
- (7) 高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関すること
 - ・ ユニバーサルキャンプの実施などダイバーシティの促進
 - ・ 障がい者就労支援